

【(介護予防)訪問介護における主な指摘事項】

指摘事項	内容	件数
勤務体制の確保等	・勤務表に記載されていない項目(勤務時間, 常勤・非常勤の別・兼務関係等)があった。等	12
内容及び手続の説明及び同意	・重要事項説明書に掲載されている利用料の自己負担割合に関する内容が, 1割負担の内容だけとなっており, 2割負担の利用者に関する対応が行われていない。等	9
運営規程	・運営規程における利用料に関する負担割合が1割の内容のみが記載され, 2割負担に関する内容が記載されていない。 ・運営規程と実態に相違があった。(職員数, 実施地域等) 等	9
掲示	・指定訪問介護事業所の見やすい場所に, 運営規程の概要・勤務体制, その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。等	7
記録の整備	・記録の保存期間は5年間とされているが, 契約書, 重要事項説明書等で2年間としているものが散見された。等	7
衛生管理等	・手指消毒剤の開封日, 使用期限を把握する等の適切な管理がされていない。 ・手洗い場のペーパータオルが平置き等の汚染されやすい状況で設置されていた。 ・感染症対応マニュアルに, 個別の感染症対策について定められていない。等	7
訪問介護計画の作成	・訪問介護計画書を作成した際は, 利用者へ内容について説明し, 同意を得た上で交付しなければならないが, 記録等からそれらの事実(利用者の同意の押印やサイン等)が確認できなかった。 ・訪問介護計画書が居宅サービス計画に沿っていない内容であった。等	5
苦情の処理	・重要事項説明書等に対する措置の概要や苦情申立窓口の記載をする等, 利用者等の苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が講じられていなかった。等	4
秘密保持義務	・従業者であった者が正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないようにするために講ずる措置が行われていなかった。等	3
事故発生時の対応	・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録がされていなかった。等	2

上記項目を含め, 19の項目について指摘があった。